

第5章 出願審査の請求の手續

国際出願され国内移行手續がなされたもの全てが審査されるわけではありません。

出願人又は第三者が出願審査の請求の手数料を納付して出願審査の請求がされたものだけが審査されます。 (特48の2)

なお、出願審査の請求は、取り下げることはできません。 (特48の3(3))

また、出願審査の請求をすることができる期間内に国際出願の請求がなかったときは、その国際特許出願は、取り下げたものとみなされます。 (特48の3(4))

1. 国内手續の繰延べ

条約第23条(1)で、指定官庁は、第22条に規定する当該期間(優先日から30月)の満了前に国際出願の処理又は審査を行ってはならない、と規定され、同条(2)では、(1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる、と規定されています。また、条約第40条では選択官庁について同様の内容が規定されています。

したがって、国際特許出願は、出願人の明示の請求(具体的には、出願審査の請求)がない場合は、国内書面提出期間の満了後に処理を開始します。 (条23、条40)

2. 出願審査の請求手續

(1) 請求の期間

国際出願日から3年以内 (特48の3(1))

(2) 請求の時期の制限

① 出願人

日本語特許出願の出願人は、国内書面を提出し、かつ、国内手数料の納付の手續を行った後でなければ出願審査の請求はできません。

外国語特許出願の出願人は、翻訳文(国際出願日における明細書等の翻訳文)の提出及び国内書面を提出し、かつ、国内手数料の納付の手續を行った後でなければ出願審査の請求はできません。 (特184の17)

② 出願人以外の者(他人)

国内書面提出期間(外国語特許出願で翻訳文提出特例期間があるものは当該期間)経過後でなければ出願審査の請求(他人)はできません。

(特184の17)

(3) 出願審査請求書の様式

- ① 特許法施行規則様式第44により作成します。 (特施31の2)
- ② 請求人が特許出願人以外の者であるときは、「【書類名】」の欄に「出願審査請求書(他人)」と記載します。 (特施様式44備考2)

3. 出願審査の請求の手数料(以下「審査請求料」という。)

出願審査の請求を行うときは、1件につき138,000円に1請求項につき4,000円を加えた額の手数料が必要になります。

ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は手数料が減額されます。

(1) 国際調査報告に対応する審査請求料の減額措置について

国際調査報告が作成されている国際特許出願の審査請求料は、国内出願の手数料と比較すると減額されます。国際調査報告が作成されなかった国際特許出願(条約第17条(2)(a)の国際調査報告の不作成宣言がなされたもの)の審査請求料は、国内特許出願の審査請求料と同額です。 (特195(2)、手数料令1(2)⑨)

(2) 特定登録調査機関^(*)が交付した調査報告に対応する審査請求料の減額措置について

- ① 日本国特許庁以外が国際調査報告を作成している国際特許出願の審査請求料は国内出願の手数料と比較して減額されていますが、特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合には、さらに減額された審査請求料が適用されます。
- ② 日本国特許庁が国際調査報告を作成している国際特許出願の審査請求料は、特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合であっても、日本国特許庁が国際調査報告を作成した場合の審査請求料が適用されます。
- ③ 国際調査報告が作成されなかった国際特許出願(条約第17条(2)(a)の国際調査報告の不作成宣言がなされたもの)の審査請求料は、国内特許出願の審査請求料と同額ですが、特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合には、減額された審査請求料が適用されます。

(*) 特定登録調査機関の登録情報を調査されるときは、特許庁ホームページ → 「制度・手続」の「特許」「制度概要」 → 「特許関連施策」「登録調査機関」 → 「特定登録調査機関について (https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/touroku/tokuteitouroku_01.html)」を参照してください。

[審査請求料一覧]

| | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 日本国特許庁が国際調査報告を作成した出願 | 83,000円+ 請求項の数×2,400 円 |
| 日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した出願 | 124,000円+ 請求項の数×3,600 円 |
| 特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合 | 110,000円+ 請求項の数×3,200 円 |
| 国際調査報告が作成されなかったもの | 138,000円+ 請求項の数×4,000 円 |

4. 審査請求料の各種減免措置について

一定の要件を満たす個人、中小企業及び大学等（在外者含む）は、審査請求料の減免措置が受けられます。また、3.（1）又は（2）により減額された審査請求料から更に減免措置を受けることも可能です。本テキストでは、平成31年4月1日以降になされた審査請求に適用される審査請求手数料の減免制度（以下「新減免制度」という。）について記載します。同年3月31日以前になされた出願審査請求に適用される審査請求手数料の減免制度（以下「旧減免制度」という。）の手続は従前のおりとなりますので御注意ください。

また、新旧減免措置を受けるための要件や出願審査請求書の記載例等、減免措置の詳細については、特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/index.html>）を参照してください。

[減免内容一覧]

| | 減免対象者 | 措置内容 |
|---|-----------------------------------|---|
| a | 中小企業（会社） | <特許> 審査請求料：1/2 に軽減 |
| b | 中小企業（個人事業主） | |
| c | 中小企業（組合・NPO 法人） | |
| d | 中小スタートアップ企業 （法人・個人事業主） | <特許> 審査請求料：1/3 に軽減 |
| e | 小規模企業（法人・個人事業主） | |
| f | 研究開発型中小企業（会社・個人事業主・ 組合・NPO 法人） | <特許> 審査請求料：1/2 に軽減 |
| g | 法人税非課税中小企業（法人） | |
| h | 個人（市町村民税非課税者等） | <特許> 審査請求料：免除又は 1/2 に軽減 <実用新案> 実用新案技術評価請求料：免除又は 1/2 に軽減 |
| i | アカデミック・ディスカウント （大学等の研究者、大学等） | <特許> 審査請求料：1/2 に軽減 |
| j | 独立行政法人等 | |
| k | 公設試験研究機関を設置する者 | |
| l | 地方独立行政法人 | |
| m | 承認 TLO | |
| n | 試験独法関連 TLO | |
| o | | <特許> 審査請求料：1/4 に軽減 |

| |
|--|
| 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO 法人） |
|--|

（１）減免申請の方法

審査請求料の減免を受ける場合、出願審査請求書（以下「審査請求書」という。）と同時に審査請求料減免申請書（以下「減免申請書」という。）を特許庁に提出しなければなりません。（手数料令 1 の 3 (1)、手数料令 1 の 3 (2)、特施規 7 3 (2)）

ただし、審査請求書に【手数料に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載すれば、減免申請書の提出を省略することができます。（特施規 7 3 (3)）

以下では減免申請書を省略する場合の手続について記載します。

① 単独出願の場合

特許庁に審査請求書を提出する際に、審査請求書の【手数料の表示】欄の次に【手数料に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載すれば、減免申請書を提出しなくとも審査請求料の減免を受けることができます。

なお、減免の要件に該当することを証する書面（以下「証明書類」という。）を提出する必要はありません。

② 減免を受ける者を含む共同出願の場合

特許を受ける権利が審査請求料の減免を受ける者を含む者の共同出願であって、持分の定めがあるときは、これらの者が納付すべき審査請求料は、各共有者ごとに法所定の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額となります。

（特 1 9 5 (6)）

減免申請を行う際には、

- a 審査請求書の【請求人】欄に、減免を受ける者を含めて記載し、
- b 審査請求書の【手数料の表示】欄の次に【手数料に関する特記事項】の欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」(*)及び「減免申請書の提出を省略する旨」を減免を受ける者ごとに記載し、
- c 審査請求書に【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する審査請求料（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載すれば、減免申請書を提出しなくとも審査請求料の減免を受けることができます。

なお、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

(*) 国内書面提出時に出願人の権利の持分を届け出たとき又は国内書面提出後に特許法第 3 4 条第 4 項又は第 5 項の規定により出願人の権利の持分を届け出たときであつて、その届け出ている持分に変更がないときは、審査請求書には届け出てい

る持分を記載してください。なお、すでに届け出ている持分を変更したときは、その事実を証明する書面を添付して、出願人名義変更届を提出してください。

(2) 新減免制度の注意点

新減免制度による減免申請は、審査請求書の提出又は請求項の数が増加する補正等をする時と同時に行う必要があります。事後的に減免申請を行うことは認められませんので御注意ください

(減免申請書を省略する場合の出願審査請求書の記載例)

| | |
|---------------|---|
| 【書類名】 | 出願審査請求書 |
| (【提出日】) | 令和〇〇年〇〇月〇〇日) |
| 【あて先】 | 特許庁長官 殿 |
| 【出願の表示】 | |
| 【出願番号】 | 特願2000-512345 (注1) |
| 【請求項の数】 | 12 |
| 【請求人】 (注2) | |
| 【識別番号】 | 300001111 |
| 【氏名又は名称】 | 特許株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 100001234 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 国際 太郎 |
| (【調査報告番号】) | (注3) |
| 【手数料の表示】 | |
| 【予納台帳番号】 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 【納付金額】 | 〇〇〇〇〇〇 |
| 【手数料に関する特記事項】 | 特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。(注4、5) |
| (【その他】) | 手数料の納付の割合 〇/〇 (注6) |

特許法施行規則第31条の2(様式44)により作成してください。

(注1) 国内出願番号が通知されていない場合は、【出願の表示】の【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/US2000/012345」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の次に【出願の区分】の欄を設けて、「特許」と記載します。

(注2) 審査請求料の減免措置を受けようとするときで減免を受ける者を含む共同出願の場合は、【請求人】欄には減免を受ける者を含めて記載してください。

(注3) 特定登録調査機関が交付した調査報告を提示して出願審査の請求をする場合は、【調査報告番号】の欄を設けて、当該調査報告番号を記載します。

(注4) 審査請求料の減免措置を受けようとするときは、【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

(注5) 上記(注2)の共同出願の場合は、【手数料に関する特記事項】の欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を減免を受ける者ごとに記載してください。例えば、出願人AとBの両者が減免を受ける場合は、以下のように記載してください。

【手数料に関する特記事項】特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。(A社 持分〇/〇) 減免申請書の提出を省略する。特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。(B社 持分〇/〇) 減免申請書の提出を省略す

る。

(注6) 上記(注5)の場合は、【その他】の欄を設け、正規の納付金額に対する審査請求料の金額(減免を受ける者にとっては、その後の減免後の金額)に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載してください。例えば、出願人Aと出願人Bの持分がそれぞれ1/2で、出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率が1/2の場合 $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ と記載してください。

5. 出願の放棄又は取下げによる審査請求料の返還について

(1) 返還請求が可能となる取下げ又は放棄の時期

出願審査の請求後、審査官から最初の通知等（拒絶理由通知、特許査定等）が送達されるまでの間に、出願の放棄又は取下げを行った場合には、納付した審査請求料の1/2の額の返還を請求することができます。（特195（9））

(2) 返還請求の期限

返還の請求は、出願の放棄又は取下げから6月以内に行なわなければなりません。

（特195（10））

(3) 返還方法

① 現金による返還

出願審査請求手数料返還請求書に記載された返還請求人又は代理人の金融機関の口座へ振込みにより返還します。ただし、指定立替納付者により納付された手数料を返還するときは、やむを得ない場合^(*)を除き、指定立替納付者に対して行いません。

(*) やむを得ないと認められる場合とは、出願審査の請求後に名義変更の届出があった場合や、代理人変更の届出があった場合等により、指定立替納付者による納付の申出を行った者が出願人又は代理人の地位にない場合等です。

② 予納した見込額への返還

予納制度により納付された手数料は、予納台帳への加算により返還します。ただし、予納台帳への加算は、納付者からの申出による場合のみです。

(注1) 具体的な返還方法及び出願審査請求手数料返還請求書の様式については、「指定官庁の手続に関するQ&A集Q12」を参照してください。

(注2) 出願の放棄又は取下げの手続については、「第6章その他の手続 9. 出願の放棄又は取下げの手続」を参照してください。